

「緊急事態宣言」の発令に伴うご協力をお願い

謹啓 平素は弊協会への毎々格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に対して、今般、内閣総理大臣より発せられました「緊急事態宣言」に従い、以下のとおり業務体制の一部変更を伴う感染防止策を新たに講じ、さらに対応を強化することといたしました。

会員の皆さまにはご不便をおかけすることとなり誠に恐縮ではございますが、何卒ご理解を賜り、ご協力をお願い申し上げます。

敬 具

=記=

1. 業務体制の一部変更

政府の緊急事態宣言ならびに東京都からの緊急事態行動要請に基づき、弊協会本部事務局（以下「弊局」という。）の業務体制を次の通りにさせていただきます。

- ① 弊局従業員の勤務体制に、従前からの時差勤務に加え、在宅勤務（リモートワーク）を導入させていただきます。
- ② **弊局の受付時間は、平日 10 時から 17 時まで**とさせていただきます。  
※上記①、②により、弊局へお寄せいただいた至急お電話であっても、各担当者からの折り返し対応とさせていただきます。
- ③ 弊局への来訪営業につきましては、原則として、ご遠慮させていただきます。
- ④ 弊局従業員による局外への訪問業務を、原則として中止させていただきます。  
※上記③、④により、面談は、テレビ会議等にて実施させていただきます。

2. 対応期間

**2021年1月12日（火）から2021年2月5日（金）まで**

なお、本期間は、原則として、緊急事態宣言が発令されている期間を基準にしていますが、この事態が収束し、対策の緊急性ならびに重要性が無くなったものと判断できる時まで、延長させていただきます。

### 3. 各種お問い合わせ

お問い合わせは、以下にてお受けいたします。

① 全国賃貸管理ビジネス協会 本部事務局

代表電話：03-3272-7755（10時～17時）

F A X ：03-3272-7850

電子メール：info@pbn.jp

② 株式会社賃貸管理ビジネスネットワーク

代表電話：03-3272-7753（10時～17時）

F A X ：03-3272-7850

電子メール：info@pbn.jp

③ 株式会社全管協サービス

代表電話：03-3272-7756（10時～17時）

F A X ：03-3272-9123

電子メール：service@pbn.jp

上記へのご連絡で特につながりにくい場合は、誠に恐れ入りますが、各担当者が携帯する業務用電話までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

各担当者は、在宅勤務の時でも電話対応が可能となっております。